

「利用条件について」

次の項目がひとつでも当てはまらない場合は、施設の利用を見合わせてください。

- 1 利用当日の体温に異常がない。
- 2 過去14日以内において、以下の事項に一つも該当しない。
 - (1) 平熱を超える発熱
 - (2) 咳（せき）・のどの痛み等、風邪の症状がある
 - (3) 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - (4) 嗅覚や味覚の異常
 - (5) 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある
 - (6) 新型コロナウイルス感染症「陽性」とされた者と濃厚接触があった
 - (7) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - (8) 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航または当該在住者との濃厚接触がある
- 3 受付・着替え等の「運動・スポーツ活動」を行っていない間は、可能な限りマスクを着用する等、飛沫飛散防止対策を行う。
- 4 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を実施し、使用前後の手洗いを徹底する。（使用途中においても適宜手洗いを行う。）
※ 手洗い後の手をふくタオル及びアルコール等については利用者で用意する。
- 5 回し飲み等、飲食物の共有はしない。
- 6 大きな声で会話をしない。応援等をしない。
- 7 ごみは持ち帰る。（鼻水、唾液などがついたごみについては、袋などに密閉する。）
- 8 密集を避けるため施設の使用開始時間の5分後に集合し、終了時間5分前の解散を心がける。
- 9 ロビー等施設内で密集しないように心がける。
- 10 ロビーの使用は必要最低限にする。
- 11 次の定員数を遵守する。

(1) 体育室（全面）	100人
(2) 体育室（半面）	50人
(3) 柔道場	40人
(4) ミーティング室	10人
(5) トレーニング室	4人

※活動内容等により必要な距離が保てないと判断されたときは、人数を減らす等して定員数を調整する。
- 12 窓の開閉を行い1時間に1回以上、5分から10分以上の、換気を行う。
- 13 特別な理由がある場合を除き、他の利用者及び施設管理者等との距離（出来るだけ2m以上）を確保する。身体的な接触を避け、人と人が対面となる配置は避ける。
- 14 施設利用前後のミーティング等においても、「3密（密接・密室・密閉）」を避ける。
- 15 施設利用後に清掃及び消毒作業を必ず行う。
※ 消毒に必要な用品等（ゴム手袋、消毒液、ふきん等）は利用者が用意する。消毒に使用した用品等は各自で持ち帰り処分する。
- 16 新型コロナウイルス感染防止のため、小田原スポーツ会館が決定した措置を遵守し、小田原スポーツ会館の指示に従う。
- 17 利用者は、利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに濃厚接触者の有無等について、小田原保健福祉事務所（0465-32-8000）及び小田原市健康づくり課（0465-47-4727）に連絡することに同意する。
- 18 責任者（団体代表者）は、一緒に利用する人全員の名前と連絡先を把握しており、小田原スポーツ会館からの問い合わせがあった場合にリストを提出することが出来る。
リストについては、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて該当者に事前周知する。個人情報取り扱いについては責任者（団体代表者）の責任において適切にお取り扱い
- 19 以上の条件が守られていない等の理由で、小田原スポーツ会館が施設の利用を停止する判断をした場合は、その指示に従う。